

川崎市母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業



※このチラシは就学支度資金・修学資金を例に制度の説明をしています。

- ◎母子家庭・父子家庭・寡婦の親やその子ども等を対象に学費、就労のための資格取得に伴う費用など、必要な資金をお貸しするもので、卒業後等に返済が必要です。
- ◎貸付には審査があり、福祉的な必要性や償還能力等を総合的に判断します。審査により、貸付できない場合や貸付額が減額となる場合があります。
- ◎生活保護を受けている方は、必ず事前に担当のケースワーカーに相談の上、一緒に窓口へお越しくださるよう御協力をお願いいたします。
- ◎お子さまに対する資金については、就学意欲や将来の返済意思の確認のため、必ず一度以上はお子さまの同席が必要です。
- ◎貸付時期が、学校等への振込期限に間に合わない場合は、入学金等の振込期限の延納手続きについて、事前に学校等に御相談ください。

＜相談の受付＞

お住まいの区の児童家庭課が申請窓口となります。（転居費用の貸付をのぞく）

資金が必要な時期の2か月前が相談の目安です。学校進学に関する資金の相談は合格発表（入学金等の振込期限）の2か月前までに御相談ください。（まずは下記の番号にお電話で御相談ください。事前にお電話で御連絡をいただくと来所時の御案内がよりスムーズになります。）

相談・申請窓口	電話番号
川崎区役所児童家庭課	044-201-3287
幸区役所児童家庭課	044-556-6688
中原区役所児童家庭課	044-744-3263
高津区役所児童家庭課	044-861-3250
宮前区役所児童家庭課	044-856-3258
多摩区役所児童家庭課	044-935-3297
麻生区役所児童家庭課	044-965-5158



【制度所管課】こども未来局
児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
電話 044-200-2672

資 金 の 種 類			貸 付 の 条 件					
資金の 名称	貸付対象者	貸付金の内容	貸付限度額 (この金額内で必要額を貸付け ます。)	貸付期間	据置期間	償還期間 ※据置期間経 過後	1 年利率 ※保証人 あり	1 年利率 ※保証人 なし
(1) 就学支度 資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校・厚生労 働省が定める修業施設などに就学するた めに必要な入学金等の一時的な経費に充 てる資金	P13 参照		学校卒業後、修業施設で の技能習得修了後6か月 ※修学資金、修業資金と 併せ貸しの場合は資格喪 失後6か月	10 年以内	—	—
(2) 修学 資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校などで修 学するために必要な授業料に充てる資金	P13 参照	修学期間中	卒業後6か月間又は資格 喪失後6か月間	10 年以内 (専修一般は 5 年以内)	—	—
(3) 修業 資金	児童・子	1 事業を始めたり、就職するために必 要な知識技能を習得するために必要な資 金	月額 68,000 円	技能習得期間 中の必要月数 (5 年以内)	技能習得期間満了後1 年 又は資格喪失後6か月	10 年以内	—	—
		2 就職・通勤のために自動車免許取得 のために教習所へ通う際の経費を一括で 貸付ける資金	460,000 円					
(4) 就職支度 資金	母・父・児童・ 寡婦	1 就職に際して直接必要となる被服・ 履物等の購入費などに要する資金	110,000 円		貸付の日から1 年	6 年以内	—	1%
		2 就職・通勤のために自動車購入が必 要となる場合の資金	340,000 円					
(5) 技能習得 資金	母・父・寡婦	1 事業を始めたり、就職するための必 要な知識技能を修得するために必要な資 金	月額 68,000 円	技能習得期間 中の必要月数 (5 年以内)	知識技能習得期間満了後 1 年又は資格喪失後6 か 月	10 年以内	—	1%
		2 知識技能を修得するための学校に入 学する際、前納制などのために、月額限 度額では賄えない場合に一括で貸付ける 資金。限度額の範囲で1 と併用可能。	816,000 円 (月額 68,000 円×12 か月分)	最大1 年分 を一括で貸 付、最大5 年 分貸付可能				
		3 就職・通勤のために自動車免許取得 のために教習所へ通うための経費を一括 で貸付ける資金	460,000 円					
(6) 医療介護 資金	母・父・児童・ 寡婦	1 医療費の自己負担分・通院するた めの交通費・医師が必要と認めたあんま、 マッサージ、指圧等の施術を受けるのに 要する資金	340,000 円	受療期間中の 必要月数 (1 年以内)	医療を受ける期間満了後 6 か月又は資格喪失後6 か月	5 年以内	—	1%
		2 上記一般貸付と同様の内容で、所得 が非課税又はそれと同様と認められると きに特に必要な場合の資金	480,000 円	受療期間中の 必要月数 (1 年以内)				
	母・父・寡婦	3 介護保険法の介護サービスを受ける のに必要となる資金	500,000 円	受療期間中の 必要月数 (1 年以内)	介護を受ける期間満了後 6 か月又は資格喪失後6 か月			
(7) 結婚資金	母・父・寡婦	児童・子の婚姻に際し必要な資金	330,000 円		貸付の日から6 か月	5 年以内	—	1%
(8) 生活 資金	母・父・寡婦	1 知識技能を習得している間の生活を 安定させるための資金	(生計中心者)月額 114,000 円 (生計中心者外)月額 76,000 円	技能習得期間 中の必要月数 (5 年以内)	知識・技能習得修了後6 か月又は資格喪失後6 か 月	10 年以内	—	1%
		2 医療又は介護を受けている間の生活 を安定させるための資金	(生計中心者)月額 114,000 円 (生計中心者外)月額 76,000 円	受療期間中の 必要月数 (1 年以内)	医療・介護を受ける期間 満了後6 か月又は資格喪 失後6 か月	5 年以内	—	1%
	母・父	3 配偶者のいない女子、男子となって 7 年未満の自立意欲の促進と生活を安定 させるための資金	(生計中心者)月額 114,000 円 (生計中心者外)月額 76,000 円	6 か月	貸付期間満了後6 か月又 は資格喪失後6 か月	8 年以内	—	1%
		4 配偶者のいない女子、男子となって 7 年未満で、養育費取得のため、弁護士 への法律相談に要する費用等を一括で貸 付ける資金	1,368,000 円					
	母・父・寡婦	5 1～3 に該当せず、かつ失業中(離 職等の日の翌日から1 年を超えない期 間)の生活を安定させるための資金	(生計中心者)月額 114,000 円 (生計中心者外)月額 76,000 円	6 か月	貸付期間満了後6 か月又 は資格喪失後6 か月	5 年以内	—	1%
	母・父	6 所得制限により児童扶養手当を受給 していないが、直近で家計が急変し、児 童扶養手当受給対象にまで所得が減少し た者の生活を安定させるための資金	児童扶養手当に準拠した額(全 部支給の額)の範囲内	3 か月	貸付期間満了後6 か月又 は資格喪失後6 か月	10 年以内	—	1%
(9) 転宅資金	母・父・寡婦	引越しに際し必要となる敷金・礼金・前 家賃などの諸経費にあてるための資金	260,000 円		貸付の日から6 か月	3 年以内	—	1%
(10) 住宅 資金	母・父・寡婦	現に居住しており、かつ、自己所有の住 宅の補修・保全・改築・増築又は自己所 有の住宅の建築・購入のための資金	(一般) 1,500,000 円 (特別・災害等) 2,000,000 円		貸付の日から6 か月	(一般)6 年以 内 (特別・災害 等)7 年以内	—	1%
(11) 事業開始 資金	母・父・寡婦・ 母子父子福祉団体	事業を新たに開始するための設備費・材 料購入費などのための資金	(個人) 3,580,000 円 (団体) 5,370,000 円		貸付の日から1 年	7 年以内	—	1%
(12) 事業継続 資金	母・父・寡婦・ 母子父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するための運 転資金、店の改造費、又は事業を拡張す るための資金	(個人) 1,790,000 円 (団体) 1,790,000 円		貸付の日から6 か月	7 年以内	—	1%

※母:母子家庭の母 父:父子家庭の父 寡婦:現に配偶者がいない、扶養している子が20 歳以上となった母親等

児童:扶養されている20 歳未満の子 子:扶養されている20 歳以上の子

＜この貸付金の申請にあたって＞

- ・ 自己資金等で用意ができない分を、必要最小限度をお貸しする制度になりますので、申請にあたっては収支状況や他制度（給付、補助金、減免等）の利用状況等を詳しくお伺いする必要があります。
- ・ 世帯全体（兄弟姉妹含む）の貸付総額や滞納歴によっては貸付ができない場合があります。
- ・ 申請者（母子家庭・父子家庭等の親）と連帯借主（子ども）が連帯して返済義務を負うものになります。通常は卒業6か月後（3月卒業の場合10月）から償還が始まります（最大10年間）。
- ・ 借入れする金額、返済する金額についてお子さんと話し合い、理解したうえで申請してください。

＜修学支援新制度の利用について（大学・専修学校への進学の場合）＞（P6に再掲）

- ・ 「修学支援新制度」は、大学・専修学校等の進学時に学費の免除や奨学金の給付を受けることのできる制度です。一部所得制限はありますが、広く利用が可能ですので、貸付を受ける前に必ず確認してください。※令和7年度より同時に扶養する子が3人の場合は「多子世帯」として所得制限なく支援が受けられます。
- ・ 「修学支援新制度」をこの貸付金と併用する場合、貸付できる限度額から「修学支援新制度」の免除・支給額が差し引かれます（法令で規定）。限度額を超えて貸付を受けた場合は、原則として超過額は返還又は次回貸付額から減額する必要があります。また、修学支援新制度を利用したうえで資金が不足する場合は、その他の支援制度の利用も御検討ください。

＜連帯保証人について＞

申請にあたっては、第三者の連帯保証人を探してください。第三者の連帯保証人を立てていただく場合の連帯保証人の条件は、原則として次の項目のすべてに該当する必要があります。また、保証人の償還能力（資力）は貸付審査に影響します。

※ 保証人がいない、条件が一部あてはまらない等の場合もご相談ください。

- （1）民法上の制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人など、私法上の法律行為を単独で完全に行うことができない人）でないこと
- （2）一定の職業に就いている等、将来の返済時期に弁済の能力があること（一回当たりの償還額を支払う能力がある方）
- （3）この貸付金の趣旨や返済の責任について十分な理解を有していること

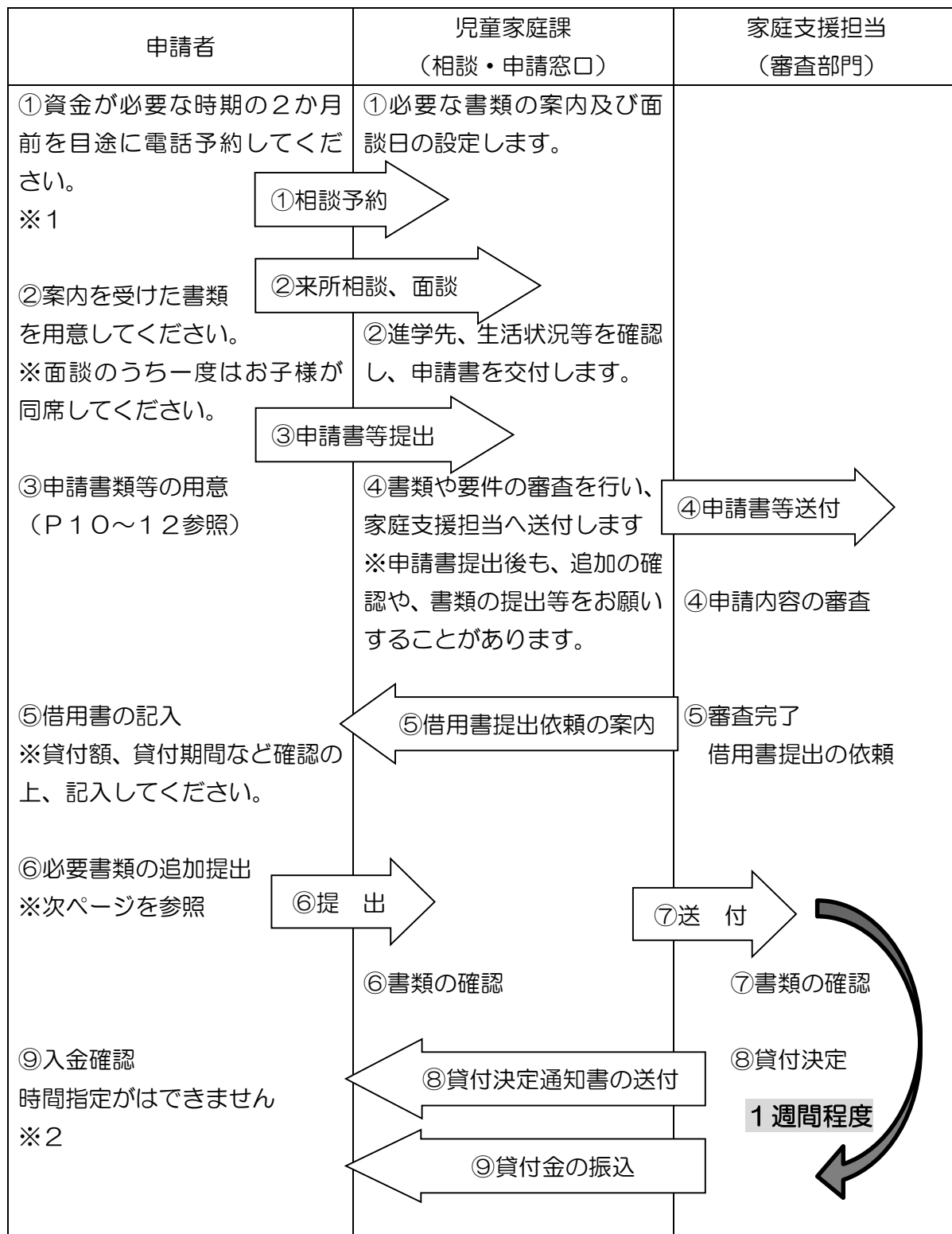
＜償還について＞

- ・ 償還（返済）は、貸付を受けて進学した学校の卒業（又は退学等）から6か月後に開始となります。（引き続き他の学校に進学する場合等は、償還を猶予することができます。）
- ・ 口座振替による返済となります。
- ・ 貸付や償還に関する書類は償還者宛てに送付しますので、住所や連絡先に変更があった場合は速やかに届け出てください。

＜手続きの所要日数について＞次頁表中段参照

相談・申請書受理後に審査を通過した場合は「借用書」を送付します。借用書に自署押印の上、他の提出が必要な書類（学校の合格通知等）とあわせて申請先の窓口（P1）に御提出ください（審査は通常3週間程度ですが、申請内容や時期によって異なりますので予め御了承ください。）借用書及び必要な書類の提出から1週間程度で貸付金を振り込みます。

<相談から貸付金振込までの流れ>



※1 生活保護を受けている方は事前に担当のケースワーカーへご相談ください。

※2 学費の納入締切日の前日までに振込が完了するよう余裕をもって申請を行ってください。

※3 申請内容及び申請書類等に不備がある場合には、上記のスケジュールより時間を要しますので、予め御了承ください。

<貸付金交付前（審査完了後）の必要書類（P 4表⑥）>

1 就学支度資金

学校の種別に関わらず、入学が許可されたことが確認できた時点での振込となります。

- ① 借用書・・・親、子、連帯保証人の自筆署名と押印が必要
- ② 合格通知等（写し）・・・学校に入学することがわかる書類

※在学証明書は入学後速やかに提出してください

2 修学資金

（１）高校、高等専門学校、専修学校（専門課程を除く）に進学する方

学校に進学後（入学・在学が確認できた後）の振込となります。

- ① 借用書・・・親、子、連帯保証人の自筆署名と押印が必要
- ② 在学証明書（写し）・・・入学後に学校で発行できる書類

①と②の提出後に振込いたします。在学証明書は、入学後に発行されますので、学校に問合せ、速やかに提出してください。

（２）大学、大学院又は専修学校（専門課程）に進学する方

初年度の上半期分についてのみ入学前貸付に対応しています。入学が許可されたことが確認できた時点での振込が可能です。

- ① 借用書・・・親、子、連帯保証人の自筆署名と押印が必要
- ② 合格通知等（写し）・・・学校に入学することがわかる書類
- ③ 在学証明書（写し）・・・入学後に学校で発行できる書類

①と②の提出後に振込いたします。③在学証明書は、入学後速やかに提出してください。

※１ 振込時間の指定は出来ません。

※２ 入学前貸付において就学支度資金及び修学資金の貸付は原則１回となります。

※３ 入学前貸付において貸付金交付後に進学予定校が変更になり、再度貸付を希望する場合は、既に交付済の貸付金を全額返還してください。返還されない限り、原則、新たな貸付を行うことはできません。

※４ 入学前貸付において貸付金の交付を受けた方で、入学辞退・取消しとなった場合や、申請内容が事実と異なることを確認したときは、貸付金を一括で全額返還していただきます。

⇒※３、４に該当する場合は、速やかに申請先の窓口（P 1）まで御連絡ください。

<貸付（振込）希望日について>

通常は午後の入金となるため、学校への振り込み手続きをする日の前日までの開庁日を希望日としてください。

※ 申請日から希望日までの期間が短い場合（概ね１か月未満）、申請書類に不足や不備があった場合などは希望日までに振り込めない場合があります。（必要に応じ、進学先に期限の延長が出来るか御確認ください。）

＜複数の学校を併願する場合＞

本資金については、貸付申請を行う学校の進学費用に対して貸付を行いますので、志望校が複数ある場合は窓口で相談したうえで、以下を参考に申請してください。（相談にあたり、各学校の振込時期や学費を把握する必要がありますので、パンフレット等分かるものをご用意ください。）

（１）就学支度資金と修学資金を同時に申請する場合→貸付総額が一番高い学校で申請

（２）修学資金のみ申請の場合→貸付申請金額が一番高い学校で申請

※ 当初、申請した学校から入学する学校が変わる場合は、申請先の窓口へ「申請内容変更届」の提出及び借用書等の再提出が必要になります。

＜申請後に申請内容の変更があった場合＞

申請後、進学先の変更及び不合格等の理由により貸付が不要となった場合は、申請内容変更届の提出が必要になるため必ず申請先の窓口（P 1）へ御連絡ください。

＜母子・父子・寡婦福祉資金以外の制度との関係＞

1 高等学校等就学支援金（給付型、高等学校等が対象）

高等学校等への進学に係る修学資金については、原則として必要額からこれらの支給額を差し引いた額を貸付けます。※ 一時的な立替が必要な場合等は、差し引き前での貸付が可能です。
学費補助金、神奈川県高校生等奨学給付金の利用の可否もご確認ください。

2 修学支援新制度（給付型、大学・専修学校等が対象）

この制度を併用する場合は、入学料・授業料の免除（減免）額と、給付型奨学金の支給額を、貸付限度額から差し引いた額の範囲内でのみ貸付が可能です（法令で規定）。

※ 一時的な立替が必要な場合等は、差引前の限度額での貸付が可能です。後日入学金・授業料の還付や給付金の支給がなされた場合は、超過部分の一括での償還又は次回貸付額の減額が必要になります。

3 日本学生支援機構奨学金（貸与型）

併用が可能です。が、目的が重複している場合は、原則として必要額から学生支援機構の貸付額を差し引いた額のみの貸付となります。

なお、学生支援機構の貸付金（有利子型に限る）は、修学支援新制度との併用に制限はありません。

4 その他

その他の奨学金や貸付金について、併用をさまたげるものではありませんが、この貸付金が必要最小限に限り貸付を行う趣旨であるため、目的が本貸付と重複しているものを利用する場合は、原則として必要額からその分を差し引いた額の貸付となります。

＜生活保護費を支給している場合＞

高等学校への進学に係る就学支度資金・修学資金は、生活保護費から支給される入学料・入学準備金・学級費を差し引いた金額を貸付けます。また、教材費や通学に必要な交通費は生活保護費から支給されるため貸付の対象外となりますので事前に担当のケースワーカーに相談したうえで申請してください。

＜継続貸付（修学資金等）の交付時期と、提出書類について＞

次のスケジュールのとおり指定口座に振り込みます。

（振込予定日が休祝日の場合、原則前倒しとなります。）

資金別	４・５・６ 月分振込日	７・８・９ 月分振込日	１０・１１・１２ 月分振込日	１・２・３ 月分振込日
修学資金 【大学、大学院又は専修学校（専門課程）】	その年度の在学証明書提出後、直近の振込予定日に６か月分振込みます		９月２５日※ １０～３月分まで６か月分振込みます	
修学資金 【高校、高等専門学校、専修学校（専門課程以外）】 修業資金 技能習得資金 技能習得中の生活資金	その年度の在学証明書提出後、直近の振込予定日に３か月分振込みます。	７月２５日	１０月２５日 ※	１月２５日
生活資金（技能習得中以外）	４月２５日	７月２５日	１０月２５日	１月２５日

※ 後期分（１０月以降）の振込にあたり、事前に書面等により在学状況を確認させていただきます。在学状況が確認できない場合には振込予定日より遅れることがありますので、予め御了承ください。

＜入学次年度以降＞

※ 入学次年度以降の貸付にあたっては、新年度の４月以降に学校で在学証明を受け、オンラインでの提出が必要になります。あわせて修学支援新制度の適用状況もお伺いします。

※ 修学資金の振込日は振込予定月の２５日頃です。事前に振込通知書を送付します。

なお、書類の提出が遅れると振込時期が遅れる場合がありますので、提出はお早めをお願いします。また、書類の提出がない場合は、貸付を停止する場合がありますので御了承ください。

退学等で、貸付が不要となる場合は、必ず申請先の窓口（Ｐ１）へ御連絡ください。

※ 貸付中でも他の資金の償還を滞納している場合は振込を停止します。

10 公立高校と私立高校を併願した場合の貸付金の振込について

公立高校と私立高校を併願した場合で、公立高校の合否判明の翌々日など早急に私立高校へ学費の支払を行う必要がある方については、事前に私立分の借用書及び合格通知の提出および、公立高校合格発表当日午前中に申請先への連絡が必要です。詳しくは申請時にお伝えいたします。

11 貸付終了後の在学確認について

入学初年度の１年間だけ貸付を受ける場合など、在学中に貸付期間が終了する場合も、以降毎年在学確認を行います。貸付の据置期間は、貸付決定時に想定される卒業年月をもとに決定しています（卒業後から６か月）。そのため、もし途中で退学等により修学をやめている場合は、償還（返済）開始時期を変更する必要があるためです（退学後から６か月）。対象者には郵送等で在学確認の依頼を行います。

12 償還(返済)について

申請の際に立てた償還計画どおりに、口座振替にて償還（返済）していただきます。口座振替を行うにあたり、金融機関へ書類を届け出ていただく必要があります。書類は償還開始3か月前に送付します。

※償還期間は最大で10年間で、延長することは出来ません。事前に毎月の返済額を御確認いただき、返済が可能かよくお考えの上、無理のない範囲で貸付けを受けてください。

資 金 名	据 置 期 間	通常の償 還（返済） 期 間	貸付利子	延滞利息
修 学 資 金	卒業後 6 か月	10年以内 月 賦（120回） 半年賦（ 20回） 年 賦（ 10回） （専修一般） 月 賦（ 60回） 5年以内 半年賦（ 10回） 年 賦（ 5回）	無利子	あり
就学支度資金	卒業後 6 か月	10年以内 月 賦（120回） 半年賦（ 20回） 年 賦（ 10回）	無利子	

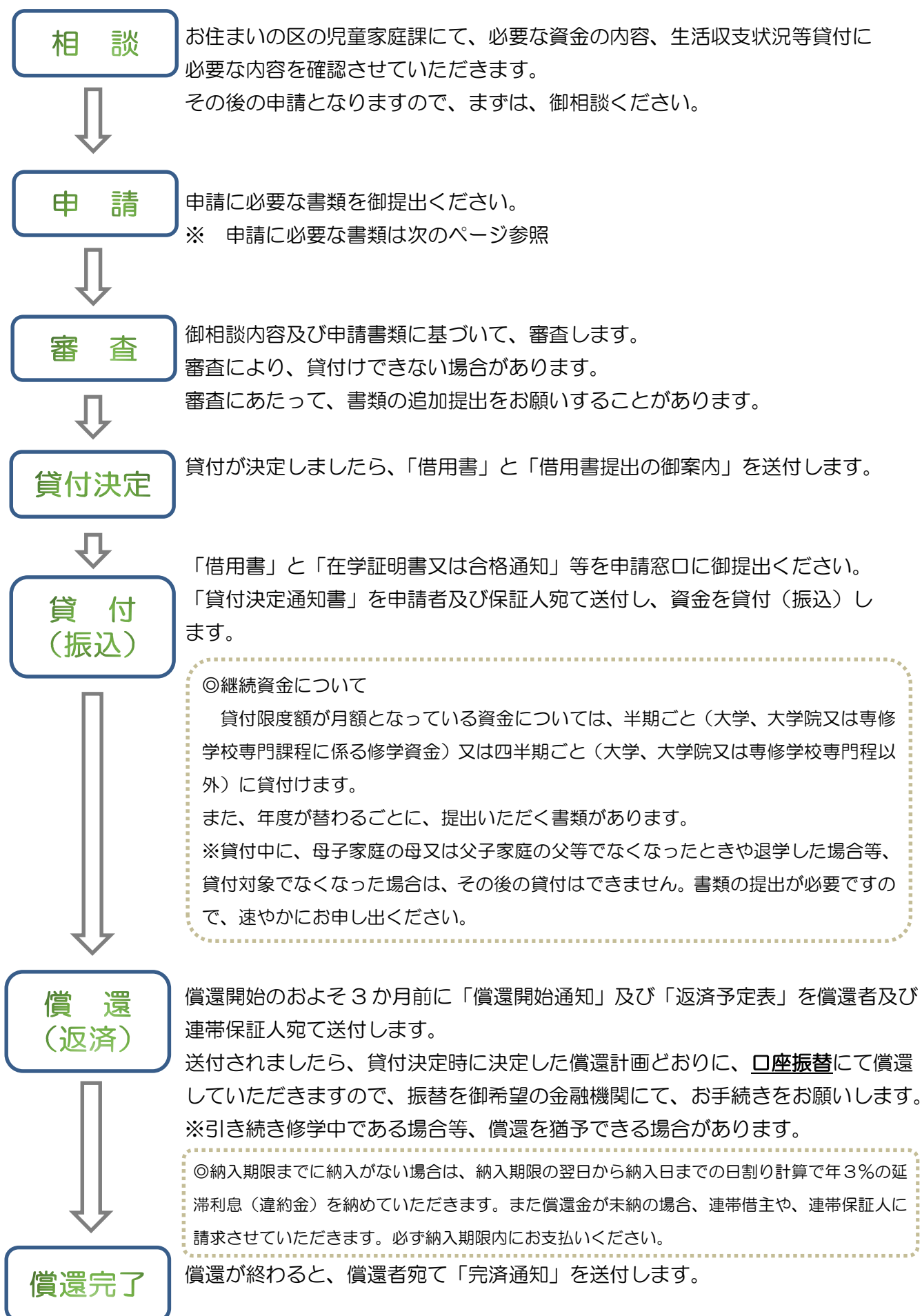
※償還（返済）開始3か月前に償還者及び連帯保証人宛てにお知らせを送付します。その際に振替口座登録の手続きの御案内を同封しますので、償還開始までに金融機関へお手続きください。

※途中で退学した場合や貸付停止した場合には、退学した月又は事由の発生した月の翌月から6か月後に償還開始となります。

※完済までの間に住所や連絡先に変更があった場合（卒業後、就職に伴う転居など）は、必ず申請先の窓口又は家庭支援担当まで御連絡ください。

※貸付金額が少額の場合（1回当たりの償還額が月額 3,000 円未満となる場合）は、償還期間を10年より短くしていただきますようご検討ください。

相談～貸付～償還（返済）完了までの流れ



申請から貸付までに、時間を要しますので、お早めにまずは御相談ください。

貸付・償還中に住所や連絡先に変更があった場合には必ず御連絡ください。

申請に必要な書類

※ 公的書類は、原則発行後 3 か月以内のものに限ります。

■ 全ての申請者に必要となるもの

		必要書類	備考
共通 必要 書類	☐	申請書（第 1 号様式）	
	☐	借受人の個人番号カード又は通知カード及び身元確認書類（1 種類又は 2 種類）	※ 身元確認書類 ＜ 1 種類でよいもの＞ 個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード・特別永住者証明書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 ＜ 2 種類必要なもの＞ 健康保険証（資格確認書）、被保護証明書、児童扶養手当証書、国民年金手帳、戸籍謄本
	☐	借受人の世帯の全員にかかる住民票	※ 本籍、続柄の省略のないもの（個人番号は省略）
	☐	連帯保証人の世帯の全員にかかる住民票	※ 本籍、続柄の省略のないもの（個人番号は省略）
	☐	連帯保証人の印鑑登録証明書	
	☐	収支明細書（指定様式があります）	
	☐	貸付金状況表（指定様式があります）	
	☐	振込先の通帳の写し（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が分かる箇所の写し）	※ ネット専用口座等で通帳等がない場合は省略可能（申請書への記入誤りがないように十分注意してください）
共通 書類 （該当者のみ）	☐	* 申請者の最新の市町村民税が川崎市以外の自治体で決定されている場合	
	☐	申請者の最新の課税額・非課税証明書又は源泉徴収票（マイナンバー提示により提出を省略できます。）	※ 現在の収入状況と提出書類の所得額が異なる場合は直近の給与明細書等の提出が必要になります。
	☐	* 連帯保証人の最新の市町村民税が川崎市以外の自治体で決定されている場合	
	☐	連帯保証人の最新の課税額・非課税証明書又は源泉徴収票	
	☐	* 児童扶養手当を受給している場合	
	☐	児童扶養手当受給者証の写し	※ 受給番号等により窓口で確認できた場合は提出不要
	☐	* 遺族年金を受給している場合	
	☐	遺族年金振込通知書（直近のもの）の写し等	※ 現在も継続して遺族年金を受給していることがわかる書類
	☐	* 児童扶養手当及び遺族年金を受給していない場合	
	☐	戸籍謄本	※ 離婚日が確認できるものが必要です。（離婚日が確認できない場合は改製原戸籍等の提出が必要です。） ※ 母又は父と子の戸籍が別の場合には、それぞれの戸籍の提出が必要です。

■ 就学支度資金・修学資金の申請に必要な書類

共通 必要 書類	☐	* 大学、大学院及び専修学校（専門課程）へ進学する場合	
	☐	入学前貸付に関する誓約書（指定様式があります）	※ 入学前の貸付に限る
	☐	※ お子さんが未成年の場合で申請者になる場合、連帯借主になる場合	
	☐	同意書兼確認書	
	☐	学費計算表（指定様式があります）	
	☐	学校のパンフレット等（入学金、授業料等）の費用の明細を証するもの（写し）	
	☐	修学支援新制度・日本学生支援機構の貸付を利用している場合	※ 奨学生証の写し等
	☐	給付・減免・貸付等の金額がわかるもの	※ 借り入れ決定前の場合は、申請書や採用候補者決定通知
	☐	合格通知、在学証明書（写し）	※ 合格後や在学中の場合、入学や在学を証明する書類

■ 資金ごとの申請に必要な書類（就学支度資金、修学資金以外）

資金の名称	必要書類
修業資金	☐ 同意書兼確認書（お子さんが未成年の場合） ☐ 学費計算書 ☐ 学校のパンフレット等の写し（費用の明細が分かるもの） ☐ 在学証明書等、知識技能を習得することを証明する書類（修業中の場合） ☐ 誓約書（自動車免許取得特別分の場合）
就職支度資金	☐ 同意書兼確認書（お子さんが未成年の場合） ☐ 就職内定書・採用通知書等の就職することを証明する書類 ☐ 購入を予定する被服等の見積書（カタログ可） ☐ 就職内定書等、就職の条件として自動車免許が必要であることが証明できる書類（自動車購入の場合）
技能習得資金	☐ 学費計算書 ☐ 学校のパンフレット等の写し（費用の明細が分かるもの） ☐ 入学の際に前納制や一括入金が必要が分かる書類（特別に一括で貸付ける場合） ☐ 誓約書（特別に一括で貸付ける場合で、入学前の場合）（自動車免許取得特別分・入所前の場合） ☐ 在学証明書等、知識技能を習得することを証明する書類（技能習得中の場合） ☐ 就職内定書等の就職の条件として自動車免許が必要であることを証する書類（自動車購入の場合） ☐ 領収書又は教習所への入所をしたことが分かるもの（自動車免許取得特別分の場合）
医療介護資金	☐ 医療費診断（証明）書（第3号様式）（診療後の申請の場合は医療費明細書で代用可） ☐ 介護サービス利用表等の介護利用者に交付される書類で、介護保険対象分の利用者負担額等が記載された書類の写し（介護サービスの利用者負担に関わる場合） ☐ 在宅介護福祉用具購入費、高額介護サービス等の支給申請書等の償還払いとなる介護サービス費の額が記載された書類の写し（償還払いとなる介護サービスの立替に関わる場合）
結婚資金	☐ 同意書兼確認書（お子さんが未成年の場合） ☐ 婚姻の事実を証明するもの（後日でも可） ☐ 挙式等にかかる費用の見積書等、又は家具什器にかかる費用の明細書等
生活資金	【生活資金 共通】 ☐ 生計状況のわかる書類 ※ 直近の生活状況や、貸付金の利用後の生活改善の見込を確認できる収入・支出面を確認するための書類の提出が必要です。 提出書類は申請の内容等によって異なるため、窓口で案内します。 【① 知識技能を習得している間の生活を安定させるための資金】 ☐ 在学証明書（知識技能を習得している間の生活資金の場合） 【② 医療介護を受けている間の生活を安定させるための資金】 ☐ 医療介護資金に準ずる書類 【③ 配偶者のない者となって7年未満の生活を安定させるための資金】 ☐ 生活上、資金が特に必要とされる費用（例えば、児童を託児所に入所させる費用等の明細書など）が確認できる書類 【④ 配偶者のない者となって7年未満の養育費取得のための裁判費用等（当該手続きに係る弁護士への法律相談に要する費用含む）の場合】 ☐ 弁護士への委任状、訴訟提起等に係る証明書や費用が分かる書類 【⑤ ①～③に該当せずかつ失業中（離職等の日から1年間を超えない期間）の生活を安定させる資金の場合】 ☐ 雇用保険受給資格証 ☐ 雇用保険の被保険者でない方や、まだ受給証明書を受けられない方については、退職辞令等の離職を証明できるもの
転宅資金	☐ 敷金・礼金等の費用見積書 ☐ 賃貸借契約書又は使用承認書の写し（契約前の場合は後日提出） ☐ 領収書（契約前の場合は後日提出） ☐ 転居前貸付けの誓約書（契約前の場合）
住宅資金	☐ 住宅計画書（第4号様式） ☐ 自己所有の登記簿の写し（補修等の場合） ☐ 補修工事費用の見積書及び補修等の計画が分かる資料（補修等の場合） ☐ 住宅購入費用及び住宅の図面等の住宅の詳細がわかる資料（購入の場合） ☐ 自己資金額のわかる資料 ☐ その他借入金がある場合は、その金額・条件がわかる資料 ☐ 領収書（新規購入の場合、後日提出） ☐ 工事完了届（補修の場合、後日提出）

資金の名称	必要書類
事業開始 資金	☐ 事業を開始するのに必要な設備費・材料費・店舗契約書など、資金使用目的の内訳がわかる書類 ☐ 同種の事業経験を証明できる書類 ☐ 新事業の収支見込計算表などの事業調書（第2号様式） ☐ 自己資金のわかるもの（通帳の写し等） ☐ 生計状況のわかる書類 （収入面） ・就労中であれば申請前3か月分の給与明細書の写し ・不就労の場合は、どのように生計維持してきたかがわかるもの ・同一世帯者の申請前3か月分の給与明細書の写し （支出面） ・生活費を客観的に判断できる書類（家賃・公共料金の支払領収書などを直近3か月分） ・申請者名義の過去3か月間の預金通帳の写し ☐ 中小企業診断士の診断報告書
事業継続 資金	☐ 事業を継続するのに必要な設備費・材料費・店舗契約書など、資金使用目的の内訳が分かる書類 ☐ 事業の現在の経営収支表 ☐ 借入後の収支見込計算表などの事業調書（第2号様式） ☐ 自己資金のわかるもの（通帳の写し等） ☐ 生計状況のわかる書類 （収入面） ・就労中であれば申請前3か月分の給与明細書の写し ・不就労の場合は、どのように生計維持してきたかがわかるもの ・同一世帯者の申請前3か月分の給与明細書の写し （支出面） ・生活費を客観的に判断できる書類（家賃・公共料金の支払領収書などを直近3か月分） ・申請者名義の過去3か月間の預金通帳の写し ☐ 中小企業診断士の診断報告書

■ 状況に応じて必要となるもの

	必要書類	備考
☐	* 児童扶養手当及び遺族年金を受給していない外国人の場合 婚姻していないことが証明できる書類とその日本語訳及び親子関係を証明する書類とその日本語訳	※ 日本語訳は、翻訳者の署名があるものを御提出ください。
☐	* 外国人の場合 在留カードの写し	
☐	* 寡婦の場合 子を扶養していることが分かる書類	※ 健康保険証（資格確認書）の写し等
☐	* 配偶者からの暴力被害（DV）者である場合 裁判所から発行される保護命令に関する書類の写し又は婦人相談所等が発行するDV証明書の写し	※ 来所相談証明書の写しでも可
☐	* 他の借入金がある場合 借入状況の分かる書類	※ 借入額、償還期間、残額等の確認できる書面（返済予定表）など
☐	その他必要な書類がある場合（	）

就学支度資金・修学資金の学校・学年別貸付限度額表（自宅通学時）

※ 自宅外通学の場合の貸付限度額は窓口で御確認ください

※ 修学支援新制度による支援を受ける場合は、下表の金額から、給付額・減免額を差し引いた額が貸付限度額になります。

（単位：円）

学校種別		就学支度資金 （一括）	修学資金（月額）				
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高 等 学 校 専修学校（高等課程）	国公立	150,000	27,000	27,000	27,000		
	私立	410,000	45,000	45,000	45,000		
高等専門学校	国公立	410,000	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
	私立	580,000	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
専修学校（一般課程）	国公立	150,000	54,000	54,000			
	私立	150,000	54,000	54,000			
専修学校（専門課程）	国公立	420,000	67,500	67,500			
	私立	580,000	89,000	89,000			
短期大学	国公立	420,000	67,500	67,500			
	私立	580,000	93,500	93,500			
大 学 （専門職大学を含む）	国公立	420,000	71,000	71,000	71,000	71,000	
	私立	580,000	108,500	108,500	108,500	108,500	
大学院（修士課程）	国公立	380,000	132,000	132,000			
	私立	590,000					
大学院（博士課程）	国公立	380,000	183,000	183,000	183,000		
	私立	590,000					

※保護者の前年所得が制限を超える場合（扶養親族1人の場合の年収目安：900万円）は限度額が異なります。

※上記の表の期間を超えていても、学校の卒業に必要な修業年限の期間分であれば貸付対象とします。（例：医学部等の6年制の教育課程の場合は6年間貸付可能です。）